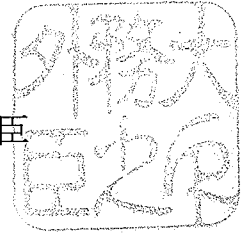


特定非営利活動法人 情報公開市民センター理事長 新海聡様

外務大臣



行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

2013年12月22日に、国際連合から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に係る一切の情報

2. 開示請求番号 2014-00062

3. 開示請求受付日 平成 26年01月17日

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申し立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所及び名古屋地方裁判所

[備考]

1	行政文書の名称等： 2013年12月22日に、国際連合から要請があった、我が国施設部隊がUNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に係る一切の情報
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 当該文書は、公にしないことを前提として国連から我が国に対し手交された文書であって、公にすることにより、国連との信頼関係が損なわれるおそれがあるため不開示としました。

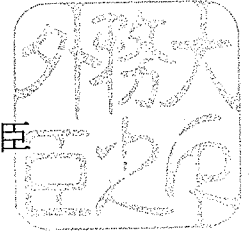
・外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

特定非営利活動法人 情報公開市民センター理事長 新海聡様

外務大臣



行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

2013年12月22日に、国際連合から要請があった、我が国施設部隊がUNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、検討した議事録

2. 開示請求番号 2014-00063

3. 開示請求受付日 平成 26年01月17日

- ※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申し立てをすることができます。
- また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所及び名古屋地方裁判所

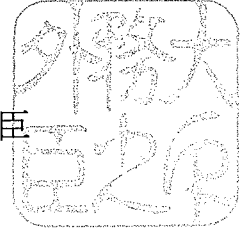
【備考】

1	行政文書の名称等： 2013年12月22日に、国際連合から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、検討した議事録
	決定区分： 不開示（不存在）
	決定に係る該当条項：
	決定理由： 当省では該当する文書を取得・保有していないため、不開示（不存在）としました。

・外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室
〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

特定非営利活動法人 情報公開市民センター理事長 新海聡様

外務大臣



行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

2013年12月22日に、国際連合から要請があった、我が国施設部隊がUNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、我が国施設部隊に対する指示に係る一切の情報

2. 開示請求番号 2014-00064

3. 開示請求受付日 平成 26年01月17日

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申し立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所及び名古屋地方裁判所

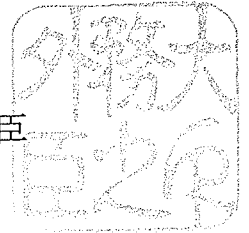
[備考]

1	行政文書の名称等： 2013年12月22日に、国際連合から要請があった、我が国施設部隊がUNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、我が国施設部隊に対する指示に係る一切の情報
	決定区分： 不開示（不存在）
	決定に係る該当条項：
	決定理由： 当省では該当する文書を取得・保有していないため、不開示（不存在）としました。

- ・外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室
〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

特定非営利活動法人 情報公開市民センター理事長 新海聡様

外務大臣



行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

2013年12月22日に、国際連合から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、国際連合からの謝意に係る一切の情報

2. 開示請求番号 2014-00065

3. 開示請求受付日 平成 26年01月17日

- ※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申し立てをすることができます。
- また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所及び名古屋地方裁判所

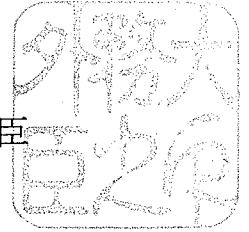
[備考]

1	行政文書の名称等： 2013年12月22日に、国際連合から要請があった、我が国施設部隊がUNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、国際連合からの謝意に係る一切の情報
	決定区分： 不開示（不存在）
	決定に係る該当条項：
	決定理由： 当省では該当する文書を取得・保有していないため、不開示（不存在）としました。

- ・外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室
〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

特定非営利活動法人 情報公開市民センター理事長 新海聡様

外務大臣



行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に係る一切の情報

2. 開示請求番号 2014-00066

3. 開示請求受付日 平成 26年01月17日

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申し立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所及び名古屋地方裁判所

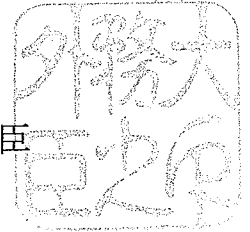
[備考]

1	行政文書の名称等： 2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に係る一切の情報
	決定区分： 不開示（不存在）
	決定に係る該当条項：
	決定理由： 当省では該当する文書を取得・保有していないため、不開示（不存在）としました。

- ・外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室
〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

特定非営利活動法人 情報公開市民センター理事長 新海聡様

外務大臣



行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、検討した議事録

2. 開示請求番号 2014-00067

3. 開示請求受付日 平成 26年01月17日

- ※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申し立てをすることができます。
- また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所及び名古屋地方裁判所

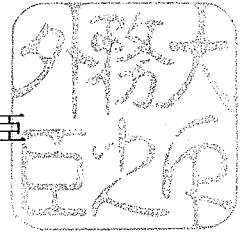
[備考]

1	行政文書の名称等： 2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、検討した議事録
	決定区分： 不開示（不存在）
	決定に係る該当条項：
	決定理由： 当省では該当する文書を取得・保有していないため、不開示（不存在）としました。

- ・外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室
〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

特定非営利活動法人 情報公開市民センター理事長 新海聡様

外務大臣



行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、我が国施設部隊に対する指示に係る一切の情報

2. 開示請求番号 2014-00068

3. 開示請求受付日 平成 26年01月17日

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申し立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所及び名古屋地方裁判所

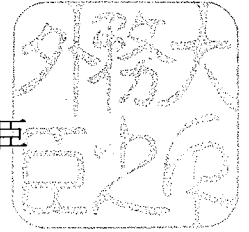
[備考]

1	行政文書の名称等： 2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、我が国施設部隊に対する指示に係る一切の情報
	決定区分： 不開示（不存在）
	決定に係る該当条項：
	決定理由： 当省では該当する文書を取得・保有していないため、不開示（不存在）としました。

・外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室
〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

特定非営利活動法人 情報公開市民センター理事長 新海聡様

外務大臣



行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、韓国政府からの謝意に係る一切の情報

2. 開示請求番号 2014-00069

3. 開示請求受付日 平成 26年01月17日

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申し立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所及び名古屋地方裁判所

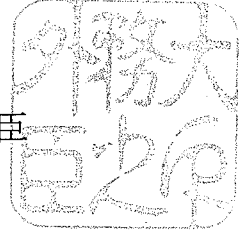
[備考]

1	行政文書の名称等： 2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、韓国政府からの謝意に係る一切の情報
	決定区分： 不開示（不存在）
	決定に係る該当条項：
	決定理由： 当省では該当する文書を取得・保有していないため、不開示（不存在）としました。

- ・外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室
〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

特定非営利活動法人 情報公開市民センター理事長 新海聡様

外務大臣



行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、韓国隊長からの謝意に係る一切の情報

2. 開示請求番号 2014-00070

3. 開示請求受付日 平成 26年01月17日

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申し立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所及び名古屋地方裁判所

[備考]

1	行政文書の名称等： 2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、韓国隊隊長からの謝意に係る一切の情報
	決定区分： 不開示（不存在）
	決定に係る該当条項：
	決定理由： 当省では該当する文書を取得・保有していないため、不開示（不存在）としました。

- ・外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室
〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067